

山形 社会

庄内みどり農協のコメ代金訴訟介入 原告組合員「まともな組織に生まれ変わって」

庄内みどり農協（山形県酒田市）の組合員114人がコメ販売代金の正当な精算を求めた訴訟を巡り、農協が提訴妨害などの人権侵害を繰り返しているとして山形県弁護士会が是正勧告した問題で、原告の組合員らは25日、酒田市内で記者会見し「理事らが何でも思うようにできるというおごりを一掃し、法令にのっとった、まともな農協に生まれ変わってほしい」と訴えた。

組合員らによると、2016年時点で提訴予定の組合員は約150人いたが、実際に提訴したのは当初4人にとどまった。農協が訴訟参加予定者をリスト化し、理事や地域の有力者が戸別訪問して取り下げを求め始めたため連鎖的に減っていったという。

最初に提訴した1人で原告団長の佐藤清さん（62）は「普通の組合員が農協から突然、圧力をかけられて受ける心理的な負担は想像以上だ。自分も提訴の前後の重苦しい気持ちは忘れられない」と振り返った。

県弁護士会の調査によると、農業雑誌社の囑託職員もしていた原告の佐藤喜巳夫さん（60）は、農協が雑誌社に広告掲載を取りやめると圧力をかけた結果、雑誌社の仕事を辞めざるを得なくなった。

佐藤さんは「原告になったら不利益を被る状況を止めなくてはいけない。訴訟妨害は人権侵害と認められたので、組合員は恐れずに原告団に加わってほしい」と呼び掛けた。

同じく原告の佐藤秀彰さん（62）は「農協は組合員に知らせないまま物事を決め、誰も責任を取らない。前近代的な体質だ」と批判した。

県団体検査指導室によると県は16年、訴訟参加予定者のリストが出回っていると組合員から相談を受け、農協に規定にのっとり個人情報扱うよう指導したという。

農協は河北新報社の取材に応じていない。